

○花巻市寡婦等医療費給付規則

平成18年1月1日規則第93号

改正

平成18年3月27日規則第264号

平成18年9月25日規則第365号

平成20年3月28日規則第11号

平成22年3月16日規則第8号

平成22年9月15日規則第43号

平成23年4月1日規則第23号

平成25年3月18日規則第6号

平成26年3月27日規則第16号

平成26年8月4日規則第40号

平成28年3月28日規則第24号

平成29年10月30日規則第33号

花巻市寡婦等医療費給付規則

(目的)

第1条 この規則は、寡婦又は寡夫（以下「寡婦等」という。）に対して医療費の一部を給付することにより、寡婦等の健康保持と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寡婦 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により18歳未満の者を扶養していたことのある者
- (2) 寡夫 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、かつて配偶者のない男子として民法第877条の規定により18歳未満の者を扶養していたことのある者
- (3) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭

和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

- (4) 保険証 被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証
- (5) 医療費 医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額
- (6) 医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準じる者(受給者)

第3条 受給者は、花巻市に住所を有する寡婦等であつて、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者から除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により医療費の給付を受けることのできる者及び医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律を除く。)の規定による被保険者又は被扶養者であつて70歳から74歳までにある者
- (3) 花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(平成18年花巻市条例第88号)の規定により医療費の給付を受けることのできる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令等の規定により医療費の給付の全額を受けることのできる者
- (5) 主としてその者の生計を維持する者の前年の所得(1月分から7月分までの医療費の給付については、前々年の所得とする。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に規定する額以上の者(給付の額)

第4条 給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに1月につき、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額の2分の1とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて案分することにより算定した額の2分の1とする。

2 入院に伴う給付の額にあつては、前項の規定により算出された額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

（受給者証の交付申請）

第5条 この規則による医療費の給付を受けようとする者は、寡婦等医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

（1） 保険証

（2） 受給者及び受給者の生計を維持する者に係る所得及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の課税状況を明らかにする書類

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 前項各号に規定する書類等の内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この規則による医療費の給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認定した者に対し、医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するとともに、寡婦等医療費受給者証交付台帳（様式第3号）に記載し、受給資格がないと認めたときは、寡婦等医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第4号）により当該申請者に対し通知す

るものとする。

(受給者証の有効期間)

第7条 受給者証の有効期間は、市長が認定した日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該認定の日が1月から7月までの間である場合は、当該認定の日の属する年の7月31日までとする。

(受給者証の更新)

第8条 市長は、前条の有効期間が満了する前に、受給者証を更新するものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「交付」とあるのは「更新」と読み替えるものとする。

3 市長は、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、寡婦等医療費受給者証交付申請書の提出を求めないことができる。

(給付の始期及び終期)

第9条 この規則による医療費の給付は、第6条の規定による受給資格の認定の日の属する月の初日から受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(受給者証の提示)

第10条 受給者が、療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする医療機関等に対し、保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

(医療費の給付申請)

第11条 受給者は、この規則による医療費の給付を受けようとする場合には、医療機関等に医療費の一部負担金を支払ったうえ、市長に対して寡婦等医療費給付申請書(様式第5号)又は医療費助成給付申請書(岩手県国民健康保険団体連合会が作成するもの又はそれに準じるもの)により申請しなければならない。

(給付の決定)

第12条 市長は、前条による申請があった場合は、その申請の内容を審査し、適正と認めるときは、医療費給付決定通知書(様式第6号)により、不適正と認めるときは、寡婦等医療費給付却下通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第13条 受給者は、受給者証に記載されている事項に変更が生じたときは、速やかに寡婦

等医療費受給資格変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定に該当しなくなったときは、速やかに受給者証を返還するとともに、寡婦等医療費受給資格喪失届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに第三者行為傷病届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（受給者証の再交付）

第14条 受給者は、受給者証を破損又は亡失したときは、寡婦等医療費受給者証再交付申請書（様式第11号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

（損害賠償金との調整）

第15条 市長は、医療費の給付理由が第三者の行為によって生じた場合であつて、受給者がその疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、損害賠償の額の限度において医療費を給付せず、又は既に給付した医療費の額に相当する金額を寡婦等医療費返還通知書（様式第12号。以下「返還通知書」という。）により返還させることができる。

（医療費の返還）

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けた者があるときは、返還通知書により、その者から既に給付した医療費の額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第17条 この規則による医療費の給付を受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（備付帳簿）

第18条 市長は、次に掲げる帳簿を備えておくものとする。

- （1）寡婦等医療費受給者証交付台帳
- （2）寡婦等医療費給付台帳（様式第13号及び様式第14号）
- （3）収入金等整理台帳（様式第15号）

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号に定める者に係る給付については、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の花巻市寡婦医療費給付規則（平成7年花巻市規則第14号）、大迫町寡婦等医療費給付要綱（平成6年大迫町告示第16号）、石鳥谷町寡婦医療費給付要綱（昭和58年石鳥谷町告示第25号）又は東和町寡婦医療費給付要綱（昭和57年東和町告示第40号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月27日規則第264号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日規則第365号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月16日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月15日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の花巻市ひとり親家庭医療費給付規則及び花巻市寡婦等医療費給付規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月18日規則第6号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月27日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月4日規則第40号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月30日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条、第8条関係）

様式第2号（第6条、第8条関係）

様式第3号（第6条、第18条関係）

様式第4号（第6条、第8条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第13条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第14条関係）

様式第12号（第15条、第16条関係）

様式第13号（第18条関係）

様式第14号（第18条関係）

様式第15号（第18条関係）